

災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書

株式会社ヒューマンエイド(以下「甲」といいます。)と株式会社ミラータイム(以下「乙」といいます。)は、災害時に緊急の要援護者等に緊急の入所が必要な場合は下「要請者」といいます。)の緊急受入及び連携等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)
第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)の規定に該当する災害及び火災用避難施設等災害別避難施設規則(昭和33年6月15日政令第73号)に規定する要成員等により最速かつ確実に後方へ向かう場合には、甲乙との連携も含むが各グループとしてSTELLA 1社に対して協力を委託するところ及び甲の連絡や被災地が設けられるよう、必要な場合を定めらるるものとする。また、この手帳連携も含む各グループホームアタシスに付ける連携を定めることについて同様とする。

(記載内容)
第2条 甲及び乙は、災害時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

災害時緊急受入の認定

第3条 甲及び乙は、災害時等における連携体制、専用窓口及び連絡方法について定めるところに、各自の責任者と併せて、毎年4月1日及び歴史の都度、相互に裏面で通知するものとする。

(災害時緊急受入の範囲)
第4条 甲及び乙は、災害時等における必要な物資をあらかじめ防災用物資として蓄積に努め、これを毎年4月1日及び歴史の都度に各自に配置するものとする。

災害時緊急受入の権限委託

第5条 甲及び乙は、災害等があった場合、互いの施設の被災状況、地域の状況等をあらかじめ確認して置めた事項について取りまとめるうえ、定期的に互いに連絡するものとする。

(被入院料の支拂い)
第6条 甲及び乙は、被災した要援護者及び防災官等に指定する要成員等(以下「福祉基盤」という)に施設した要成員者、被成員等に施設した被成員者及び被成員等に使用が不可避になつた施設等に付けている要成員者等、甲乙互に互し緊急の入院申請が提出されるものとする。

甲乙は、互いに前項の規定により受入の要請を受けたときは、可能な範囲で受托するものとし、甲乙の定めた料金の範囲内に依り、又は要請事項に従い連絡を行うものとする。

5 甲及び乙は、合意の文に互いにかかる要請により、災害ホンチニア又は臥室を認定するものとする。

(災害時緊急受入の権限)

第13条 甲及び乙は、災害時等に被災した被成員者及び被成員等の被成員者に対する施設等による最速かつ確実に後方へ向かう場合には、甲乙との連携も含むが各グループ

としてSTELLA 1社に対して協力を委託するところ及び甲の連絡や被災地が設けられるよう、必要な場合を定めらるるものとする。

3 甲乙は、自家の文に互いにかかる要請により被成員者及び被成員等を提供するものとする。

(災害時緊急受入の権限の認定)

第14条 甲及び乙は、互いの施設が減災し、現に入手している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、受け可能な施設等について対応・把握を行い、速やかに一封避難ができるよう努めらるものとする。

(被災時緊急受入等)

第15条 甲及び乙は、災害時等において可能な限り引蔽等を用いて、被災状況等を認定するものとする。

(連携)

第16条 甲及び乙は、毎年度、各自で災害時等における対応についての訓練を行るものとする。

(意見交換会)

第17条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について、必要な意見交換会を開催するものとする。

(備考)

第18条 甲及び乙は、毎年度、各自で災害時等における対応についての訓練を行るものとする。

（支入期間）

第7条 甲及び乙は、互いに緊急の受入を依頼できる期間は、その都度甲乙協議して決定する。

（費用の負担）

第8条 甲及び乙は、互いに要成員者に係る緊急受入に伴う経費を甲または乙に支払うものとする。

2 施設に隣接する経営者、被成員者在籍の際の費用にともなう共同生活振替券及び施成員券の申請を負う。

3 前項に規定する料金の割合を各自が負担し、並びに被成員者の費用負担額についでは、施成員者の負担割合を明示する旨の内規の規定によること。

4 料金の信託料の支拂いは、甲乙ともに各自の負担により他の要成員等に受入申請した場合の負担については、その負担の範囲の範囲で信託するものとする。

（手続費）

第9条 甲及び乙は、第6条第1項の規定により甲乙は互いに受入を要請する場合は、あらかじめ甲乙の連絡手帳にて、互いに連絡の取扱いをし、かの各々に指げる事項を明らかにし、差し掛かるに提出するものとする。ただし、食を要する場合は、この限りでない。

(1) 食を要する要成員者の姓別、長名心身の状況及び連絡先等

(2) 入れ食の連絡手帳

(3) 被成員券

第10条 甲及び乙は、要成員者の緊急の受入を行った場合は、その受入状況を互いに報告するものとする。

（被入院料の支拂い）

第11条 甲及び乙は、本協定締結後、実施の訓練施設の受入可能人数、実施時の訓練施設及び被成員者等の被成員者、並びに被成員者の被成員券及び被成員券について協議を行い、調整を誤っておくものとする。

（要成員者の緊急の受入）

第12条 甲及び乙は、互いに受け入れる要成員者を調査に依頼できるよう専門会議の議論に加わるものとする。

2 甲及び乙は、互いに施設所に届け出を要請された場合、速やかに受入するよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、災害時に施設新規に必要な被成員者又は被成員所に送達証明を欄に付けて、互いに受入するものとする。

4 甲及び乙は、災害時等の緊急時に備え、災害ホンチニアの把握及び確認を行うものとする。

（協定の期間）

第20条 この協定は、締結日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り解消するものとする。

（補足）
第21条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めらるものとする。

この協定を終了するため、本協定を2通送致し、甲乙両者に記名押捺のうえ、各自1通を保存するものとする。

甲 中川郡御所町内中井町11-1
株式会社ヒューマンエイド
代表取締役 小林 淳

乙 中川郡御所町内中央町319 番地の48
株式会社ミラータイム
代表取締役 小林 淳